

食料安全保障確立対策事業実施要領

制 定 平成 28 年 3 月 29 日 27 消安第 6184 号
最終改正 令和 6 年 12 月 17 日 6 消安第 4727 号

第 1 趣旨

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。このため、将来にわたって食料を安定的に供給することが必要である。一方、その安全確保については、我が国における食生活を取り巻く環境の変化に伴い、これまで以上に関心が高まっているところである。

このような状況の下、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくためには、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に則し、必要な施策を着実に推進していくことが不可欠である。

食料安全保障確立対策事業は、このような観点から、安全な食料を安定的に供給していくために緊要な施策を総合的に推進し、もって食料安全保障の確立を図るものである。

第 2 目標

食料安全保障確立対策事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、以下に掲げる事項を達成するものとして、総合的に施策を推進するものである。

- （１）生産段階から消費段階までの一貫した家畜衛生対策等の実施による国産畜水産物の品質面及び安全面での優位性の確保
- （２）病害虫のまん延防止対策の確立等による植物防疫の推進

第 3 事業の種類、内容等

食料安全保障確立対策事業で実施する事業の種類、事業の内容及び事業実施主体は別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び提出

事業実施主体は、毎年度、事業実施計画書を作成し、別表 2 の右欄に定める事業承認者（以下「事業承認者」という。）の求めがあったときは、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6176 号農林水産事務次官依命通知）第 4 第 2 項の規定による交付申請書の提出より前に、事業実施計画書を提出しなければならない。

2 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。
ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、交付金の交付決定前に事業の着手を行うことができる。この場合においては、消費・安全局長が別に定める場合を除き、事業の着手を行う前に、消費・安全局長が別に定める様式によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、消費・安全局長に提出するものとする。
なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となれることを了知の上で行うものとする。

第 5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第 6 推進指導

事業実施主体は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、それぞれの事業の間の相互関連、有機的連携等に十分配慮するものとする。

第 7 収益納付

1 事業実施主体は、消費・安全局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1 の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、消費・安全局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対して、納付を命ずることができるものとする。

第 8 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 食料安全保障確立対策事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知による改正は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の食料安全保障確立対策事業実施要領（以下「旧要領」という。）に基づく事業メニュー（産業動物遠隔診療推進事業及び野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業）にあっては、旧要領の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この通知による改正は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業内容	事業実施主体
I 畜産安全対策事業	畜産安全対策事業 (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 ア 獣医師養成確保修学資金給付事業 (ア) 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す高校生等に対し、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用を上限とする修学資金及び大学入学後、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を給付する。（獣医師免許を取得後、給付月額が5万円以下の場合は給付期間の4分の5の期間（最大7.5年間）、5万円を超え12万円以下の場合は給付期間の2分の3の期間（最大9年間）、12万円を超える場合は給付期間の3分の5の期間（最大10年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、返還を求める。） (イ) 将来、産業動物診療又は都道府県の家畜防疫員への就業を志す獣医学生に対し、月額18万円（国公立大学は月額10万円）を上限とする修学資金を給付する。 （獣医師免許を取得後、給付月額が5万円以下の場合は給付期間の4分の5の期間（最大7.5年間）、5万円を超え12万円以下の場合は給付期間の2分の3の期間（最大9年間）、12万円を超える場合は給付期間の3分の5の期間（最大10年間）を合算した期間、事前に取り決めた就業先で獣医師として従事しない場合、返還を求める。） イ 獣医師確保・能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援事業 (ア) 臨床実習等支援 獣医師の育成・確保を推進するための検討会を開催するとともに、獣医学を専攻する学生を対象に、産業動物の現場に同行した就業研修の実施、畜種別疾病講習会及び産業動物分野への理解醸成のための講習会等を開催する。 (イ) 獣医師能力向上・就業支援・地域獣医療体制整備支援 ① 新規獣医師臨床研修促進 獣医師としての経験が少ない新規獣医師を対象に、臨床現場における知識や技術を修得するための実践的な初期臨床研修等を実施する。	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

別表1（第3関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
	② 管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援 診療獣医師を対象とした生産者が求める農家経営や飼養衛生管理等の知識と実践的な技術を修得するための短期及び長期の研修、小動物診療獣医師が産業動物分野に参画するための研修、産業動物分野における獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、中高生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー、女性獣医師等に対する就業支援によるライフステージに応じた活躍を促進するための研修等の実施並びに専門性の高い獣医療の提供のための調査・検討を行う。 ③ 地域獣医療体制整備支援 産業動物診療獣医師の確保が困難な地域も含め、我が国の獣医療提供体制の整備を図るため、情報通信機器を用いた効率的な診療の推進、家畜伝染病発生時に備えた防疫体制の整備、女性獣医師、退職獣医師、産業動物診療獣医師以外の獣医師の積極的な活用その他優良な取組を支援する。 ウ 産業動物遠隔診療推進事業 産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等において、遠隔診療を活用した効率的な診療等の地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備に関する優良な取組を支援する。	
Ⅱ 水産防疫対策事業	水産防疫対策事業 (1) 魚病迅速診断体制構築モデル事業 ア 遠隔診療等実施体制整備支援 ウェアラブルカメラ等の情報通信技術を用いた、都道府県の垣根を越えた遠隔診療実施体制の構築を支援する。 イ 広域的連携体制整備支援 電子カルテ情報の収集・分析による防疫に資する情報の提供、大学や研究機関による診療の技術指導等の取組を支援する。	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体
Ⅲ 病虫害・雑草の防除対策の高度化事業	病虫害・雑草の防除対策の高度化事業 (1) 新たな課題に対する効果的防除法の確立 ア ドローン等を用いた病虫害防除法の確立 農薬用ドローン、常温煙霧等の省力的・効果的な農薬の散布技術を活用した農薬散布の推進のため、使用者のニーズを踏まえ、当該技術を活用した散布への農薬の適用拡大に向けた薬効薬害・作物残留試験、効率的な散布が可能となる散布ノズル等の新たな散布技術の実証及び防除方法の確立を実施する。	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

別表 1 (第 3 関係)

事業の種類	事業内容	事業実施主体
	イ マイナー作物における防除法の確立 生薬の原料となる薬用作物等のマイナー作物について、農薬の適用拡大に必要な薬効薬害・作物残留試験等を実施する。	
IV家畜衛生対策事業	家畜衛生対策事業 (1) 牛疾病検査円滑化推進対策事業 ア 死亡牛検査促進対策 死亡牛に対する B S E 検査の実施の要否を判断するために必要な情報の提供を促進するとともに、B S E 検査を円滑に実施するための検体の運搬体制の整備を支援する。 イ 死亡牛検査支援対策 サーベイランスとして都道府県が実施する死亡牛検査体制の整備を支援する。 ウ 事業推進対策 (2) 家畜生産農場衛生対策事業 ア 疾病清浄化支援対策 ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及びBVD（牛ウイルス性下痢）の清浄化を図るための検査及びとう汰等並びに地域で課題となる生産性に影響を及ぼす疾病や、豚熱、アフリカ豚熱等の越境性疾病等に対する地域一体となった取組推進のための農場カルテの作成及び管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による衛生管理指導等を支援する。 イ 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策 家畜の飼養に係る衛生管理の向上を図るため、獣医師等による衛生指導を受けるための取組の支援や牛の特定疾病の予防のための組織的なワクチン接種の取組を支援する。 ウ 農場HACCP導入推進強化事業 畜産現場における農場HACCPの導入や認証取得を促進する農場指導員を養成するため、座学及び実地により研修会を開催する。 (3) 動物用ワクチン等保管事業 緊急時における動物用ワクチン等の流通体制の整備及び国が指定する動物用ワクチン等の需要急増時に備えた保管を支援する。 (4) 我が国のWOAH認定施設活動支援事業 我が国のWOAH認定施設における諸外国のWOAH認定施設との連携強化、検査能力向上支援の取組及び精度管理の取組を支援する。	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体

別表 1（第 3 関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体
V アフリカ豚熱防疫体制構築事業	アフリカ豚熱防疫体制構築事業 (1) 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化事業 ア 都道府県活動支援事業 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、地域の狩猟者、森林業者等の山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制の構築及び情報共有の取組を支援する。 イ 実地演習支援事業 交差汚染防止技術、野生動物の死体の適切な処理等の実地演習の実施により、野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の確保・育成を図る取組を支援する。	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された都道府県又は団体

別表 2 (第 4 関係)

食料安全保障確立対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
畜産安全対策事業、水産防疫対策事業、病害虫・雑草の防除対策の高度化事業及び家畜衛生対策事業（家畜生産農場衛生対策事業のうち農場HACCP導入推進強化事業、動物用ワクチン等保管事業及び我が国のWOAH認定施設活動支援事業に限る。）の事業実施主体	消費・安全局長
家畜衛生対策事業（牛疾病検査円滑化推進対策事業並びに家畜生産農場衛生対策事業のうち疾病清浄化支援対策及び農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策）及びアフリカ豚熱防疫体制構築事業の事業実施主体	
事業実施主体の主たる事務所の所在地が沖縄県である場合	消費・安全局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が北海道である場合	北海道農政事務所長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県又は福島県である場合	東北農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が新潟県、富山県、石川県又は福井県である場合	北陸農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県又は静岡県である場合	関東農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が岐阜県、愛知県又は三重県である場合	東海農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県である場合	近畿農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県である場合	中国四国農政局長
事業実施主体の主たる事務所の所在地が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県又は鹿児島県である場合	九州農政局長